# 道路占用Q&A(第23回)

# 占用の場所(その2)

# (前回の続きから)

無用な心理的影響を及ぼし、運転手の視線を誘通事故を招きやすい場所であるから、運転手にこのような規制は、交差点や接続点が特に交

という考え方に基づいているんだよ。また、信導する可能性がある施設を設けるべきではない

り、交通安全上も問題があるね。

号機や道路標識の視認性を妨げる可能性があ

今回の広告塔は、これらの要件を満たしていな造又は交通に著しい支障を及ぼさない物件であ地がなくやむを得ない場合であって、道路の構地がなくやむを得ない場合であって、道路の構

#### **吸上係員**

いものと考えるんだろうね。

がとうございます。分かりましたかな、大野君。(また、課長に言われちゃった。)課長、あり

# 大野係員

道路局路政課道路利用調整室

いただくとよく理解できますね。よく分かりました。やはり、課長に説明して

#### 沙透影長

たまには私の出番もないとね。

# <del>切上</del>係員

...。 どうせ私は説明が、ヘ・タ・で・

# 大野係員

ら。感謝してます。上さんの指導があって、今の僕があるんですか上さんの指導があって、今の僕があるんですか

#### 班 上 俘 員

ちゃ。そもそも、就職した頃の大野君は・・・。そうそう、そうよね。感謝してもらわなくっ

# 大野係員

すが。
や。)坂上さん、実はもう一つ案件があるんでや。)坂上さん、実はもう一つ案件があるんで

# 坂上係員

案件というのは何?に。つまらないわね、もう。それでもう一つのに。つまらないわね、もう。それでもう一つのこれからおもしろい話をするところだったの

#### 大野係員

**上空通路に関係する相談を受けたところなんで上空通路に関係する相談を受けたところなんでちょっと細かくなりますけど。この間、ある** 

## 坂上係員

この通路の概要は?

# 大野係員

いますね。

ちょっと待ってください。えー、この通路の
最下部から歩道路面からまでの距離は六mあり
ます。設置を希望している場所は、交差点のす
なそばで、高さ四・五mの信号機が設置されて

られる安全性及び耐久性が認められるようで外の観点からの基準は満たしていて、通常備え外の観点からの基準は満たしていて、通常備え

す。そうそう、外壁の色は白です。

## 坂上係員

との適合性について確認しながら、検討してみ ましょう。大野君の考えを聞かせて。 概要は分かったわ。それでは、占用許可基準

#### 大野係員

と考えています。 の基準との適合性を確認することが必要である から、道路の占用を許可するためには、これら 務次官、国家消防本部長、警察庁次長通達) 消発第八六〇号、警察庁乙備発第一四号建設事 三二年七月一五日付け建設省発住第三七号、国 上空に設ける通路の取扱い等について」(昭和 体的な基準を定めた通達があります(「道路の 三二条第一項の規定による許可基準のほかに具 上空通路の占用許可基準としては、道路法第

## 坂上係員

そのとおりね。続けて。

# 大野係員

とによって目的を達成する施設であるから、道 にある同一目的の施設を上空通路で連結するこ に規定する「通路」に該当しますね。 当性については、道路法第三二条第一項第五号 との適合性について検討してみますと、物件該 無余地性については、本通路が、道路の両側 道路法第三三条第一項の規定による許可基準

路上に設置することはやむを得ないと思いま

す。

# 坂上係員

その調子、その調子。

# 大野係員

空通路の通達による許可基準との適合性につい この通路は、通常備えるべき安全性及び耐久性 道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがない 下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により が認められるとのことですので、問題は無いで ような構造とすること」とされていますから、 て検討してみます。 四条第一項第一号の適用があり、「倒壊、落 占用物件の構造については、道路法施行令第 (調子が出てきたぞ。) 次に道路法施行令や上

# 坂上係員

すね。

も適切に行われる必要があるから、許可条件に そのような内容を明示しておく必要があること を忘れないでね。 を設置した後でも、この通路の維持管理がいつ 構造に問題はないのかもしれないけど、通路

# 大野係員

れないようにします(メモしなきゃ)。 あっ、そうか。分かりました、坂上さん。忘

次、続けていいですか?

# 坂上係員

どんどん行きましょう。

(この項つづく)